

# 単品スライドに関する よくあるご質問

---

令和8年6月版

# 単品スライドに関するよくあるご質問（目次）

| 1. スライド額の算定          |   | 掲載月  |
|----------------------|---|------|
| <a href="#">Q1-1</a> | 部分引き渡しや部分払を完了しているものは、対象とならないとされているが、 <u>前金払、中間前金払</u> がされた金額はスライドの対象とならないのか？          | R8.6 |
| <a href="#">Q1-2</a> | 実勢価格よりも購入金額が高い場合において、 <u>実勢価格が請負代金額の1%を超えなかった場合</u> でも、単品スライドの対象となるのか？                | R8.6 |
| 2. 対象品目              |   | 掲載月  |
| <a href="#">Q2-1</a> | 単品スライドの対象となるのは、『品目ごとの各変動額が請負代金額の100分の1に相当する額を超えるもの』となっているが、 <u>品目の考え方</u> はどう考えればよいか？ | R8.6 |
| <a href="#">Q2-2</a> | 材料の運搬に係る燃料油など、 <u>設計数量に含まれない燃料油</u> は単品スライドの対象とならないのか？                                | R8.6 |
| <a href="#">Q2-3</a> | 労務単価は単品スライドの対象となるのか。  | R8.6 |

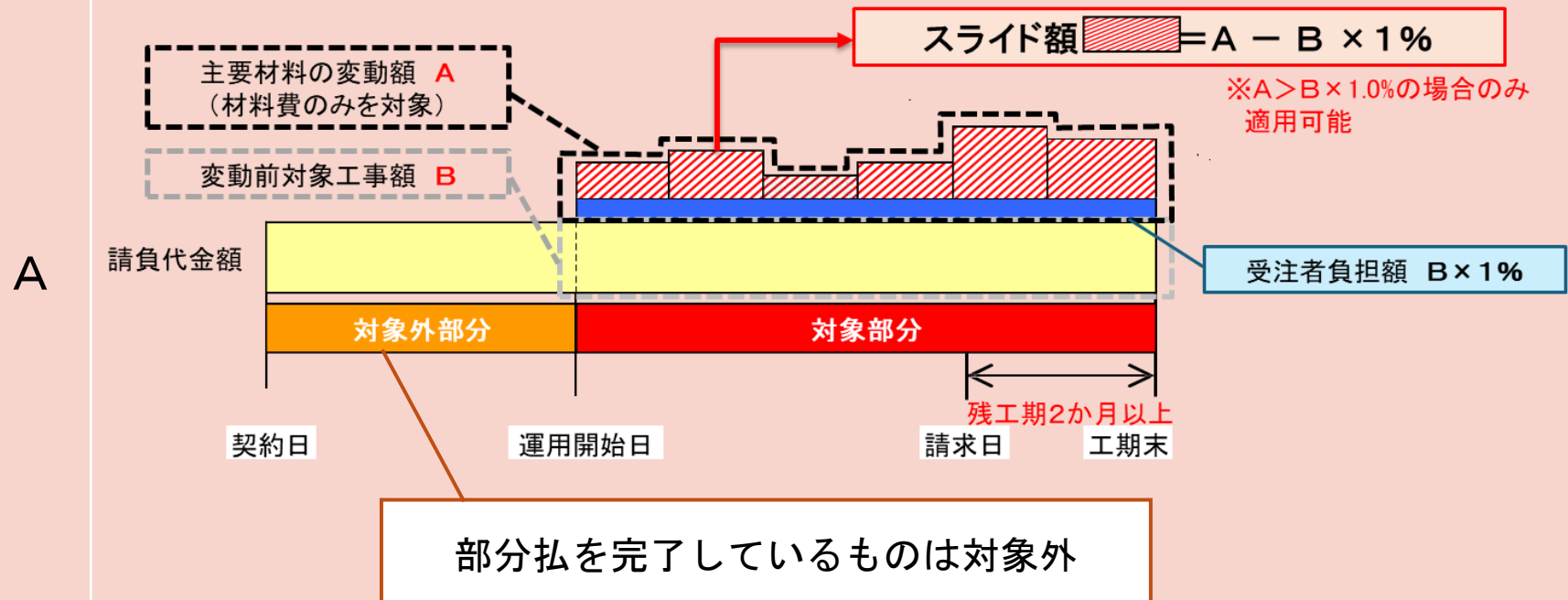
# 単品スライドに関するよくあるご質問（目次）

| 3. 請求手続き    |   | 掲載月  |
|-------------|---|------|
| <u>Q3-1</u> | <b>実際の購入金額</b> でスライド額を算出することを希望する場合、どのように手続きを進めればよいか？                       | R8.6 |
| <u>Q3-2</u> | 協議開始時期について、マニュアルP.43のイメージ図に記載されている「 <b>協議開始から工期末まで45日以上</b> 」は必ず確保する必要があるか？ | R8.6 |

# 1. スライド額の算定 (Q1-1)

**Q** 部分引き渡しや部分払を完了しているものは、対象とならないとされているが、前金払、中間前金払がされた金額はスライドの対象とならないのか？

前金払、中間前金払がされた金額についても、単品スライドの対象となります。



## 1. スライド額の算定 (Q1-2)

Q

実勢価格よりも購入金額が高い場合において、実勢価格が請負代金額の1%を超えなかった場合でも、単品スライドの対象となるのか？

A

実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合にあっては、実勢価格が1%を超えているかによらず、実際の購入金額が1%を超えていればスライド対象品目となります。

(運用マニュアルP6~10)

なお、「実勢価格」とは、県単価及び調査機関が発行する物価資料に掲載されている価格等です。

## 2. 対象品目 (Q2-1)

**Q** 単品スライドの対象となるのは、『品目ごとの各変動額が請負代金額の100分の1に相当する額を超えるもの』となっているが、品目の考え方はどう考えればよいか？

**A** 品目とは、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料の分類によるものです。

このうち、「その他の主要な工事材料」における品目の整理にあたっては「コンクリート類」、「アスファルト類」で区分し、それ以外は受発注者間の協議で決定します。

(参考) 対象品目及び材料

| 区 分             | 品 目                | 材 料   |
|-----------------|--------------------|---|
| 鋼材類             | 鋼材類                | H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等<br>(賃料や損料も対象とすることが可能)    |
| 燃料油             | 燃料油                | ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油   |
| その他<br>工事材<br>料 | コンク<br>リート類        | レディーミクストコンクリート(生コン)、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等 |
|                 | アスファ<br>ルト類        | アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等                      |
|                 | その他主<br>要な工事<br>材料 | 上記以外の主要な工事材料が対象   |

なお、それ以外の区分設定については、鋼材類、コンクリート類、アスファルト類の事例を参考に材料種類毎に設定するものとしています。

(運用マニュアルP4)

## 2. 対象品目 (Q2-2)

|   |  |
|---|--|
| Q | 材料の運搬に係る燃料油など、設計数量に含まれない燃料油は単品スライドの対象とならないのか？  |
| A | 設計数量外の燃料油の数量として、「各種資材の運搬に掛かる燃料油」「機械運搬に係る燃料油（仮設材含む）」「直接工事費に計上される運搬費（鋼桁等）」について掲載しております。<br>(運用マニュアルP30～35) |

## 2. 対象品目 (Q2-3)

**Q** 労務単価は単品スライドの対象となるのか。

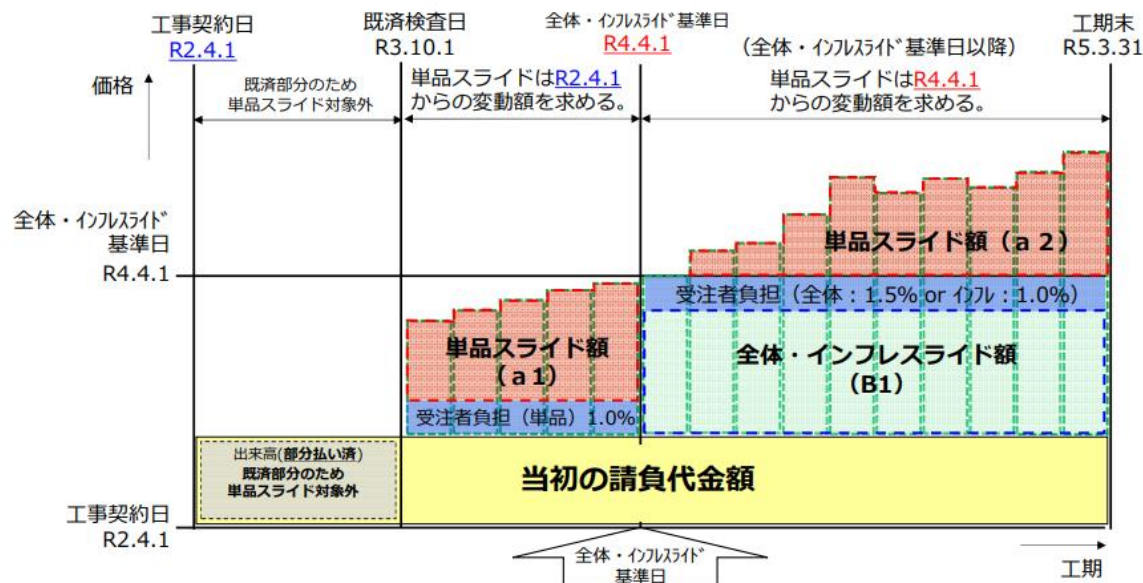
単品スライドは工事材料の変動に対応するものであり、労務単価は対象外です。  
 労務単価の変動への対応を希望する場合は、インフレスライド・全体スライドの活用をご検討ください。

なお、単品スライドは、インフレスライド・全体スライドとの併用も可能です。

(運用マニュアルP11)

**A**

(補足: 単品スライド額の対象イメージ)



### 3. 請求手続き (Q3-1)

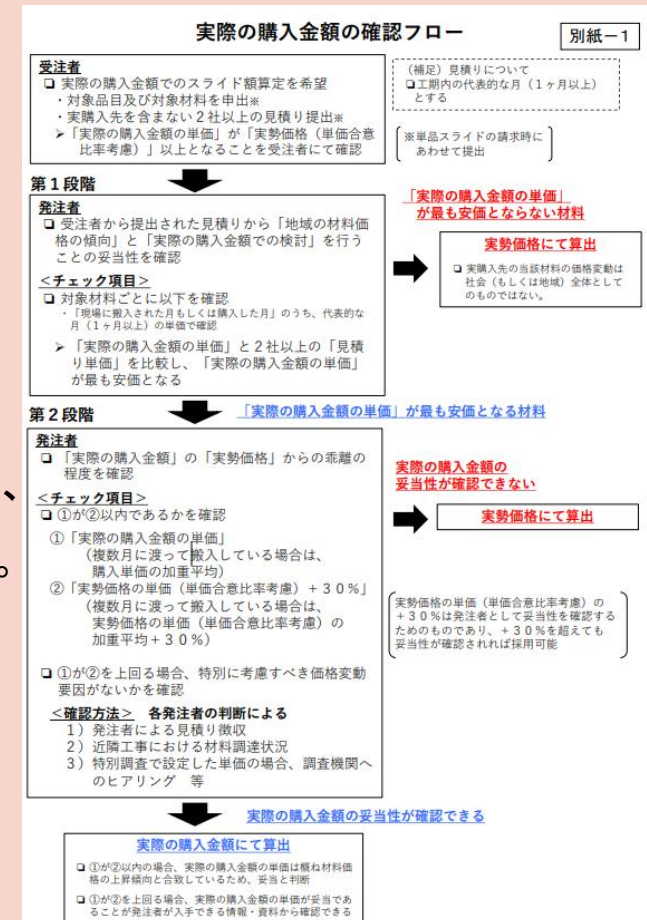
Q

実際の購入金額で スライド額を算出することを希望する場合、どのように手続きを進めればよいか？

「実際の購入金額の確認フロー」を参考に  
手続きを行うこととなります。  
(運用マニュアルP68)

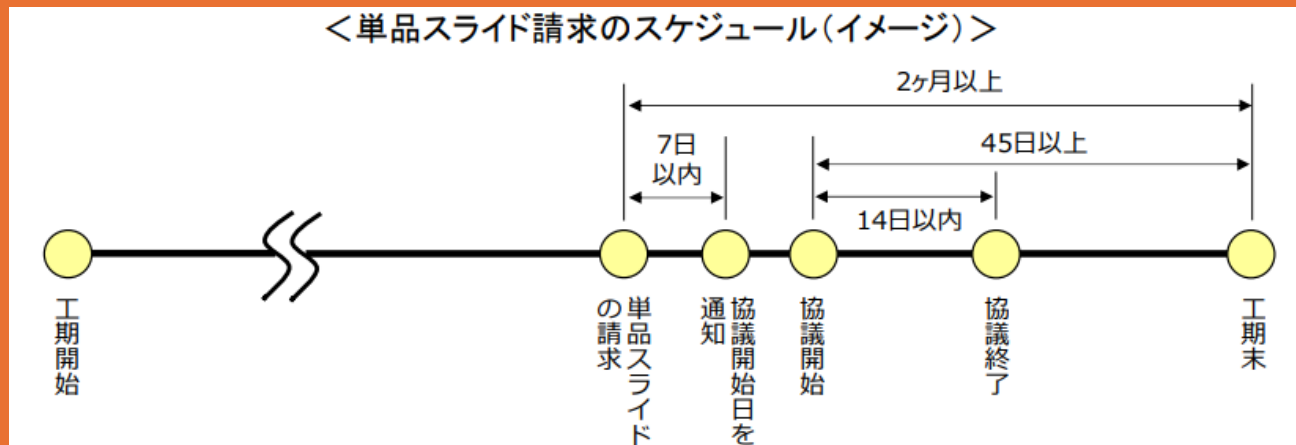
A

受注者から実際の購入金額でのスライド額算定を希望する対象材料を申し出るとともに、原則として実購入先を含まない2社以上の見積りを提出し、  
それを受けた発注者が金額の妥当性を確認します。  
  
なお、地域条件や工事材料の性質等で購入先以外から見積りを徴することができない場合等は、  
実際の購入先の見積りも含めることができます。  
(運用マニュアルP9)



### 3. 請求手続き (Q3-2)

協議開始時期について、マニュアルP. 43のイメージ図に記載されている「協議開始から工期末まで45日以上」は必ず確保する必要があるか？



Q

A

工事内容により、「協議開始から工期末まで45日以上」の確保が困難な場合は、受発注者協議の上、変更契約の手続き等に必要な期間が適切に確保できるよう、協議開始時期を設定してください。

## ■ 個別の工事における協議方法等について 各発注機関

## ■ 単品スライドの制度について

千葉県 技術管理課 技術情報班

TEL 043-223-3503

E-mail [gijutu39@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:gijutu39@mz.pref.chiba.lg.jp)

【関連ページ】 単品スライド条項関連

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/tanpin.html>